

自立支援医療（育成医療）意見書						
フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	年 月 日生
受診者住所	旭川市					
病 名				発症年月日	年 月 日 ( 先天性 ・ 後天性 )	
障害の種類 <small>(該当するものに○をつける)</small>	(1)肢体不自由 (2)視覚障害 (3)聴覚・平衡機能障害 (6)腎臓機能障害 (4)音声・言語・そしゃく機能障害 (5)心臓機能障害 (9)その他内臓障害 (10)免疫機能障害 (7)小腸機能障害 (8)肝臓機能障害					
障害の状況	の状態であり、 身体障害者福祉法別表の (      ) と同程度の ※ 裏面の身体障害者福祉法別表を参照の上、(      ) に番号を入れ、1又は2に○印をつけてください。 (手術の名称等、治療内容を具体的に記入してください。) 1. 障害を有する 2. 障害を残す恐れがある					
医療の具体的方針						
	治療装具作成 (有・無) ※ 肢体不自由のみ			装具名:		
治 療	治療等開始年月日	年 月 日		手術予定年月日	年 月 日	
	治療見込期間	入院治療期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで )		日間	} 通算  日間	
		通院治療回数並びに期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで )		回 日間		
		訪問看護予定回数並びに期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで )		回 日間		
医療費概算額	入院治療費 通院治療費 訪問看護等		円 } 計	円		
移送費見込額	円		医療費及び 移送費合計額	円		
治療後における障害の回復状況の見込み						
上記のとおり診断し、その医療費及び移送費を概算いたします。  年 月 日  指定自立支援医療機関名  所在地  電話番号  科名・担当医師名						

※1 治療見込期間は原則3か月以内です。特に必要と認める場合に限り、1年間の期間となります。

腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内としています。

※2 経過観察や検査のみの入院及び通院は対象になりません。

## 育成医療は、次の全ての条件を満たす18歳未満の児童が対象です。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第6条の17各号に掲げる身体障害があること。
- 2 1の身体障害が「身体障害者福祉法」別表に掲げる程度の障害である、または現存する障害に係る医療を行わないとき、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、さらに、確実な治療の効果が期待できる状態であること。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の17

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害
- 六 先天性の内臓の機能の障害（前号に掲げるものを除く。）
- 七 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

### ○身体障害者福祉法 別表

#### 1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- ① 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

#### 2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害

#### 3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

- ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
- ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの

#### 4. 次に掲げる肢体不自由

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

#### 5. 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（※）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※その他政令で定める障害は次のとおり。

- (1) ぼうこう又は直腸の機能
- (2) 小腸の機能
- (3) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- (4) 肝臓の機能